



オフィスノイマトミライヲシル



結局どーなった？電子帳簿保存法

ここに記載している内容は、2022年12月16日に自民党・公明党の連名により公表された【令和5年度税制改正大綱】に基づいた内容になっています。
最終的には、担当の税理士の先生にご相談下さい。

公表された令和5年度税制改正大綱では、電子帳簿保存制度に関する以下の3項目の見直しが行われました。

- 01 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
- 02 国税関係書類に係るスキャナ保存についての見直し
- 03 優良な電子帳簿の範囲の明確化

※令和5年度税制改正大綱での見直し案が運用されるのは、令和6年1月1日からです。

今回は、01と02について見て行きたいと思います。

- 01 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
- 検索要件の全てを不要とする措置について対象者を拡大

①売上高が5,000万円以下

これまで売上高1,000万円以下が検索要件不要の対象者でしたが、**売上高5,000万円以下に拡大**されました。

②電磁的記録の出力書面の提示または提出の求めに応じることができる

売上高が5,000万円超であっても、**取引年月日、その他の日付及び取引先ごとに整理された電磁的記録の出力書面**の提出に応じられるなら検索要件が不要になります。一見、簡単にできそうな気がしますが「取引先ごと」という条件が厄介です。

提出を求められたときに取引先ごとに分類しつつ取引日付順に並べなければなりません。

それに応じようと思うと、保存する際にきちんと保管する必要があります。その事を考えると**結局は電子保存の検索要件を満たせる環境が必要**という事になります。

全ての「検索要件」が不要になる対象者

【前提条件】

保存義務者が国税庁等の該当職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じられる(税務調査で必要な書類を提出できる)

条件1

- 売上高が5,000万円以下
- 売上高1,000万円以下から
売上高5,000万円以下に
- 対象者が拡大

条件2

- 電磁的記録の出力書面の提示/提出ができる
- 取引年月日、その他の日付および、
取引先ごとに整理された電磁的記録の
出力書面の提出に応じられる

電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止

現行法の電子帳簿保存法施行規則第4条1項2号では、**タイムスタンプを付して保存する場合**には、保存を行う者またはその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておかなければなりません。

- 保存を行う者=営業担当者
- その者を直接監督する者=営業部長

実際の現場においてタイムスタンプの付与は、社内の人間が行うだけでなく、電子保存を代行する企業にアウトソーシングしていたり、RPAで自動化していたりするケースが多い為、誰が保存したかを把握することが困難なケースが増えている事に対応した変更点です。

新たな猶予措置が登場

令和6年1月1日以降も以下の全ての条件を満たす場合、電子取引の電子保存義務化が猶予されます。

条件1:保存要件に従って保存することができない相当の理由がある場合

条件2:所轄税務署長が相当の理由があると認めた場合

条件3:税務調査の際にダウンロードの求めに応じられる場合

条件4:税務調査の際に整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示または提出の求めに応じられる場合

条件1・2にある「相当の理由」はまだ発表されていません。どんな場合が相当な理由にあたるのか、例年では6月以降に国税庁から一問一答など詳細な解説が発表されます。

「うちの会社は猶予されるだろう」と考えるのは大変危険です。2023年6月に自社が相当な理由に値しないと判明した際に、およそ半年で電子取引の準備を完了しなければならないからです。

令和5年度税制改正大綱には「宥恕措置は予定通り、令和5年12月31日で廃止」と明記されています。

02

国税関係書類に係るスキャナ保存についての見直し

スキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止

解像度:200dpi、階調:256階調、大きさ:縦297mm、横210mmといった数値情報をスキャンした画像データと一緒に保存しておくことが義務づけられていますが、これらの**数値情報の保存要件が廃止**されます。

スキャニング時の解像度等の要件自体がなくなるわけではないので、誤解のないように注意してください。

1. 解像度:200dpi以上で読み取ること
2. 階調:赤、緑、青の各色256階調以上で読み取ること

国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止

スキャナ保存における「入力者等」に関する情報の確認要件も廃止となります。施行規則第2条6項3号には『当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと』とあります。

ここでいう「入力を行う者」とは、**スキャナで読み取った画像が紙の記載事項や色調と同等であることなどを確認した者のこと**です。スキャナ保存もアウトソーシングや自動化が広まりつつあり、入力者等を明確にすることが困難になっているのが廃止される要因と考えられます。

相互関連性の要件について、帳簿との関連性を確認できる書類は重要書類に限定

現行法(規則第2条6項4号)では、『当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと』とあります。

関連性を確認できるようにするとは、相互に**関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号などを付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法**等によって、関連性の確認をできるようにすることです。

相互関連性を確認できるようにするとは？



一般書類である見積書や注文書は受領した際に伝票を起票しない為、
一般書類の関連性の確認は困難だった

重要書類	一般書類
資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
<ul style="list-style-type: none">契約書・領収書・納品書・送り状預り証・請求書(支払通知書)輸出証明書 <p>※上記書類の写し →請求書(控)/納品書(控)など</p>	<ul style="list-style-type: none">見積書・注文書・検収書入庫報告書・貨物受領書契約の申込書(定型的約款有り) →保険の申込書や携帯電話の申込書など <p>※上記書類の写し →見積書(控)/注文書(控)など</p>

今後、見積書や注文書といった一般書類の相互関連の確認要件は不要となる。
関連性の確認が必要な書類は「重要書類」に限定された。

いかがでしたか？

今回緩和された「検索条件」ですが、保管に余計に手間が増えそうですね…
「解像度情報保持の廃止」に関しても、結局は「解像度の要件」が廃止になった訳ではないので、スキャン時に要件を満たしていない場合にアラート等でお知らせしてくれる機能はあった方が良いなという感想です。

以前からポイントとなっていた「データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用」する点
この3点を考慮すると、何かしらのシステム導入は必要だと言えそうです。



partner service
program

excellent sales award

Yasuhisa Ozaki
Yohhei Tanaka

おかげ様で
最高の認定を
頂きました！

【パートナーサービスプログラム】とはサービス部門の認定制度で、「品質維持」「コスト管理」「サービスマンの能力」などを総合的に評価されランク付けされるもので、全国上位60社に与えられる『AAA』の称号を得ることができました。また、BS営業部の2名が、【エクセレントセールスアワード2022】において、最高ランクの『AAA(トリプルエー)』に認定されました。

【エクセレントセールスアワード】とは、全国300社を超えるキヤノン販売店の中から、販売実績で優秀な成績を収めた個人を表彰するものです。

最高ランクの『AAA』の称号を得る事ができたのが全国で82名。

うち尾崎が全国で33位、田中が39位という成績を収めました。

これもひとえに私たちをご支持いただいたお客様みなさま方のおかげでございます。
現状に満足せず、お客様に頼って頂き、信頼頂ける様 より一層精進して参ります。



複合機やプリンターを
などを利用して、最適
な文書の活用をサポー
トします。

ドキュメント



オフィス家具や内装工
事、レイアウト変更な
どでオフィス環境の改
善をサポートします。

オフィス空間

heian canon
solutions

基幹業務



勤怠管理、会計や人事
関係など、基幹業務に
関する全般的なサポー
トをします。

セキュリティ

ウイルス対策をはじめ、
テレワーク支援や啓発
セミナーなどセキュリ
ティのサポートします。



※本誌の詳細情報は営業担当におたずね頂くか、もしくは弊社HPをご覧ください。

バックナンバーは弊社ホームページにて公開中

平安キヤノン事務機株式会社



平安キヤノン事務機



平安キヤノン事務機



京都市南区上鳥羽北塔ノ本町30番地



075-681-2591



info@h-canon.co.jp

<http://h-canon.co.jp/>